

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	ナウビレッジ株式会社 (Now Village Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今村 邦之
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目10番5号 赤坂日ノ樹ビル2F
【電話番号】	03-6826-2235 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 三宮 洋太
【担当 J－A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	ナウビレッジ株式会社 https://www.now-village.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e r が重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e r を選任する必要があります。J－A d v i s e r の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高	(千円) 220,999	231,430	324,630
経常利益	(千円) 14,935	12,766	19,283
当期純利益	(千円) 12,364	9,462	14,413
純資産額	(千円) 50,043	57,609	70,645
総資産額	(千円) 148,126	183,620	215,303
1株当たり純資産額	(円) 71.49	82.30	100.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) 2,709.43 (-)	1,967.62 (-)	3.08 (-)
1株当たり当期純利益	(円) 17.66	13.52	20.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) -	-	-
自己資本比率	(%) 33.8	31.4	32.8
自己資本利益率	(%) 28.2	17.6	22.5
株価収益率	(倍) -	-	17.0
配当性向	(%) 15.3	14.6	15.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 6,069	27,270	22,773
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △11,965	△5,463	△6,105
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 16,202	14,432	△8,257
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 76,088	112,326	120,737
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 10 (-)	14 (5)	18 (4)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第3期、第4期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 第4期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また、第5期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査法人コスモスの監査を受けております。第3期の財務諸表については、監査を受けておりません。

6. 2024年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

ナウビレッジ株式会社は、2020年10月、東京都新宿区にてデジタルマーケティングを通じた企業支援を目的に設立されました。

当社の設立以後に係る経緯は以下の通りであります。

年月	事項
2020年10月	東京都新宿区にて、マーケティング・コンサルティング事業を目的にナウビレッジ株式会社設立。コンサルティングサービス、広告運用代行サービス、Web関連制作サービスを開始
2021年11月	コンサルティングサービスにおける採用マーケティング支援サービスを提供開始
2023年10月	本社を東京都港区赤坂に移転
2024年 1 月	HubSpot Japan株式会社と「HubSpot Solutions Partner プログラム」認定パートナー契約を締結し、HubSpot（注）の導入・運用支援を開始
2024年11月	一般社団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク（第 21005044（01）号）を取得
2025年 4 月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場

（注）「HubSpot」とは、HubSpot, Inc. が提供する顧客関係管理（CRM）を基盤に、マーケティング、営業、カスタマーサービスの統合的な機能を提供するプラットフォームを指します。企業の業務効率化や顧客体験の向上を支援するツールとして、世界中で幅広く利用されています。

3 【事業の内容】

ナウビレッジ株式会社は、「最先端のマーケティングを誰もが使いこなす世界」をビジョンに掲げ、マーケティング・コンサルティング事業を基軸として、顧客のマーケティング課題の解決に対して、戦略立案から業務実行、内製化支援まで一貫してサポートしています。東京都を中心に、全国の顧客を支援しています。セグメントはマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントですが、業務内容は「コンサルティング」「広告運用代行」「Web関連制作」の3つのサービスに大別されます。

マーケティング・コンサルティング事業	
(1) コンサルティングサービス	マーケティング戦略の策定、内製化支援、CRM導入・運用支援業務等
(2) 広告運用代行サービス	Web広告、SNS等の運用代行業務
(3) Web関連制作サービス	LP（ランディングページ）、バナー、Webサイト等の制作業務

(1) コンサルティングサービス

当社は、上場企業からスタートアップまで幅広い顧客に対し、マーケティング戦略の策定、マーケティング人材の育成、内製化支援など多様なコンサルティングサービスを提供しております。創業5年で300社以上を支援する中で培った知見を活かし、「数あるマーケティング手法の中から何を選択すべきか」という観点から、事業成長に資する提案を行っております。また、CRMツールであるHubSpotの導入支援・運用支援も行い、顧客のマーケティング効率の最大化を図っております。

当社には、マーケティング領域における幅広い経験・知見を有するマーケターが在籍しており、顧客の業界・事業特性に応じた最適な戦略を策定しております。市場調査や数値分析に基づく実証的なアプローチを重視し、個々のニーズに合わせたカスタマイズ可能なソリューションを提供しております。

コンサルティングサービス

NOWVILLAGE

事業を伸ばすための戦略と手法を選定、実行サポート



[プロジェクトイメージ]

1ヶ月目

3C分析

- ・競合調査
競合の訴求やデジタルマーケティング施策を分析
- ・ユーザー分析
ユーザーインタビューやWebサイト内での動きを分析
- ・自社分析
事業責任者、担当者へのインタビュー、デジタル施策の分析を実施

2ヶ月目

- ・3C分析(ユーザー、競合、自社分析)
- ・マーケティング戦略の策定および手法選定
- ・KPI、KDI設計

3ヶ月目

- ・予実作成
- ・実行サポート、PDCA運用
- ・マーケティングアドバイジング

NOW VILLAGE Inc. All Rights Reserved.

リード獲得～育成～受注までを最大化



NOW VILLAGE Inc. All Rights Reserved.

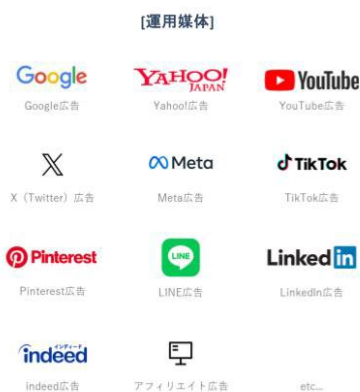
(2) 広告運用代行サービス

当社は、Google広告、Yahoo!広告、LinkedIn広告、Meta広告、Instagram広告、LINE広告、アフィリエイト広告など、多様な広告プラットフォームの運用代行サービスを提供しております。市場環境、顧客の事業内容、競合他社の状況等を踏まえて最適なプラットフォームを選定し、継続的な数値分析と改善を通じて高いパフォーマンスの維持に努めております。また、X（旧Twitter）、Instagram、YouTube、TikTokのアカウント運用にも対応し、企画から撮影、編集、投稿まで一連の業務を行っております。

当社は、広告運用の全プロセスにおいてデータ分析を活用し、最適な広告戦略の立案と成果最大化に向けた改善を継続的に実施しております。顧客のビジネス目標達成に寄与する運用体制を整え、細部にわたる計画的なアプローチを通じて広告効果の向上を図っております。

広告運用代行サービス

売上・利益につながるリード獲得を実施



[運用レポート]



[他社との違い]

	よくある代理店	ナウビレッジ
成果	リード獲得	売上・利益につながっているか
担当社数制限	10社以上	6社まで
レポート	月1回	隔週レポート・月次レポート
MTG	月1回	隔週も可*
運用アカウント	代理店のアカウントで運用 (所有権が代理店)	クライアントアカウントで運用 (所有権がクライアント)
技術	個人の経験に依存	全社員が500hの教育を受けています

NOW VILLAGE Inc. All Rights Reserved.

(3) Web関連制作サービス

当社は、LP（ランディングページ）、バナー、企業サイト、採用サイト、求人サイトなど、幅広いWeb制作サービスを提供しております。デザイン性のみならず、コンバージョン率（注1）の向上や目的達成に直結する構成設計を重視し、事業成果につながる制作物の提供に努めております。また、SEO（注2）支援では、キーワード分析から記事構成案の作成、ライティングまで一貫して対応し、サイト全体のパフォーマンス向上を図っております。

当社は、Web制作とSEO施策を組み合わせた包括的なアプローチを強みとしており、顧客の業界・課題に応じた最適なWebソリューションを提供しております。成果指標（CV、問い合わせ数、応募数等）の改善に向けて継続的な検証を行い、クリエイティブ品質の向上と機能面の最適化を両立させることで、顧客企業のビジネス成長に寄与しております。

Webサイト制作サービス

NOWVILLAGE

作って終わりじゃない、ビジネス成長と目的にコミットするWebサイト制作

[制作サイト]

- ・コーポレートページ
- ・LP
- ・オウンドメディア
- ・求人サイト
- ・ECサイト

[制作フロー]

- ・ヒアリング
- ・要件定義
- ・ワイヤーフレーム作成
- ・訴求文、テキスト作成
- ・デザイン
- ・コーディング/開発
- ・公開

[その他]

- ・納期
コーポレートサイト: 3~6ヶ月
LP: 1~2ヶ月
- ・ツール選定
CMS、CRMなど
- ・言語
外国語対応可能

SEO支援サービス

NOWVILLAGE

[SEO対策アドバイジング/分析]

自社と競合のサイトを分析し、
現状の課題を抽出&レポート



＜サポート対象＞
HP オウンドメディア LP
求人サイト ECサイト



[SEO実務代行]

キーワード戦略から記事執筆、レポートまで
トータルサポート

KW設計

記事構造案作成

執筆

サムネイル作成/記事内画像購入

入稿

公開

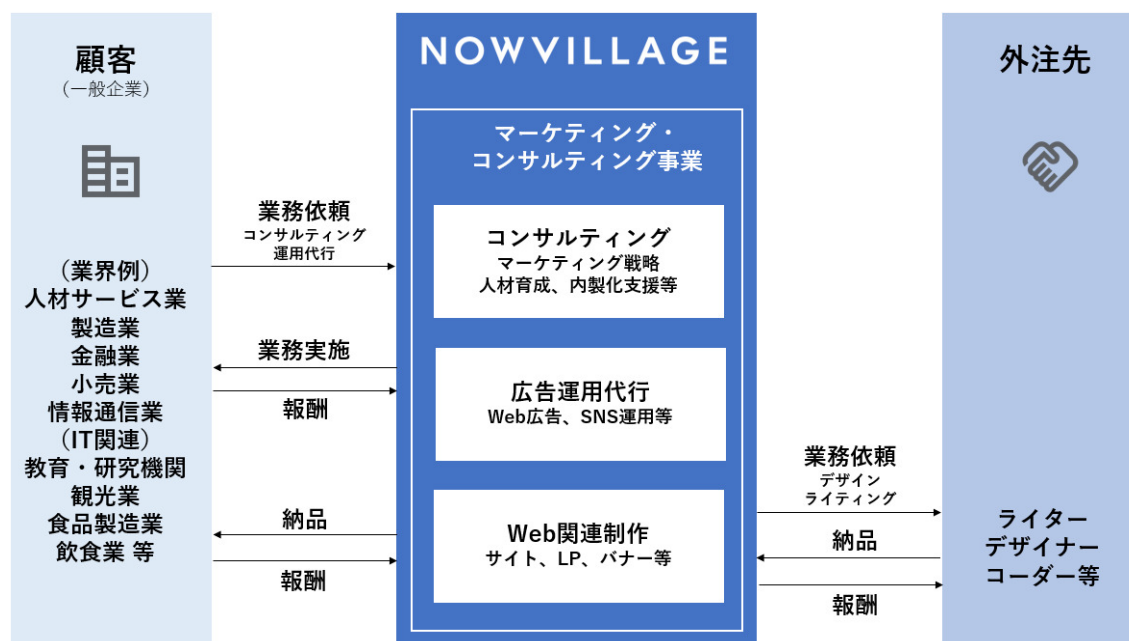
分析レポート

NOW VILLAGE Inc. All Rights Reserved.

(注1) コンバージョン率（Conversion Rate）とは、Webサイトや広告を訪問したユーザーが、企業が設定した特定の行動（購入、問い合わせ、資料請求など）を実行した割合。

(注2) SEO（Search Engine Optimization：検索エンジン最適化）とは、キーワード選定やコンテンツの質の向上、Webサイトの技術的な最適化を通じて、Webサイトを検索エンジンで上位表示させるための施策。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

関係会社はございません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
18（4）	30.9	2.0	4,344

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における日本経済は、インバウンド需要の増加などを背景に経済社会活動の正常化が進み、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが期待される状況となりました。一方で、世界的な地政学リスクの高まりや原材料価格の上昇、金融資本市場の変動といった外部環境の影響も大きく、企業の設備投資や消費動向への先行き不透明感が残る状態が続いています。

デジタルマーケティング業界においては、デジタル化の進展を背景に市場の拡大が続いています。株式会社電通の「2024年 日本の広告費」によると、2024年の日本のインターネット広告費は前年比109.6%増の3兆6,517億円となり、総広告費に占める割合は47.6%に達しました。

こうした状況の中、当社は、自社マーケティングの強化、営業体制の強化、CRM導入・運用支援サービスの拡充に取り組み、安定した成長を続けています。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高は324,630千円（前期比40.3%増）、営業利益は21,405千円（前期比61.3%増）、経常利益は19,283千円（前期比51.1%増）、当期純利益は14,413千円（前期比52.3%増）となりました。

なお、当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ8,410千円増加し、120,737千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、22,773千円（前年同期比16.5%減）となりました。これは主に、売上債権の増加額が21,346千円あった一方で、税引前当期純利益19,283千円、未払消費税等の増加額が8,399千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、6,105千円（前年同期比11.8%増）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出が3,705千円、保険積立金の積立による支出が2,400千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、8,257千円（前年同期は14,432千円の収入）となりました。これは主に、長期借入による収入が40,000千円あった一方で、長期借入金の返済による支出が46,450千円、配当金の支払額が1,377千円あったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、当事業年度における販売実績をサービス別に示すと、次の通りです。

サービス区分	販売高（千円）	前年同期比（％）
コンサルティング	81,304	128.7
広告運用代行	144,520	171.2
Web関連制作	82,509	137.6
その他	16,296	68.2
合計	324,630	140.3

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は、以下のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）顧客開拓の強化

当社の新規顧客開拓は、「経営陣の人脈による開拓」「セミナー開催での見込顧客集客」「コーポレートサイトでの資料請求」が主な手法となっています。今後の成長を見据えると、これらに加え、デジタルマーケティングやAIツールを活用したリード獲得の仕組み化が重要であると考えております。特に、データドリブンなマーケティング体制の構築や、顧客属性ごとの最適な接点設計を進めることで、商談化率・契約締結率の向上を目指します。また、営業チームの組織化と教育体制の整備を引き続き進め、安定的な新規顧客開拓を実現してまいります。

（２）顧客支援内容の拡充

当社は、マーケティング領域において、集客支援からCRM導入・運用支援までを一気通貫で提供しております。今後は、顧客の経営課題の上流から関与し、マーケティング戦略立案やデータ活用の支援など、より高付加価値な支援へ拡張していく方針です。また、AI技術の発展を踏まえ、生成AIを活用した業務効率化・コンテンツ生成・分析支援を強化し、クライアント企業の生産性向上と成果最大化を支援してまいります。これにより、当社としても顧客LTV（Life Time Value）の向上を図ります。

（３）業務生産性の向上（AI活用・DX推進）

当社の一層の成長のためには、AIを活用した業務効率化と生産性向上が不可欠であります。AIツールやRPAの導入、業務フローの標準化、ナレッジ共有体制の強化などにより、1人あたりの対応案件数・付加価値の最大化を目指します。また、マーケター・営業・バックオフィスそれぞれの業務において、AIを活用した分析・提案・自動化を推進し、人的リソースをより創造的な業務ヘシフトさせてまいります。引き続き、DX推進・リスクリテラシー教育にも注力し、AI時代に対応できる組織力を高めてまいります。

（４）優秀な人材の採用及び育成

マーケティングやCRM領域の人材は市場全体でも希少化しており、優秀な人材の採用と育成は当社の持続的成長における最重要課題の一つです。採用においては、求人広告や職業紹介に加え、SNS・社員リファラル・自社発信など多様なチャネルを活用し、企業認知度を高めながら採用活動を強化してまいります。育成面では、実務を通じたOJTに加え、AIリテラシー教育・マーケティング基礎教育・HubSpot運用スキルの体系化を推進し、早期戦力化を図ります。また、評価制度・キャリアパスの明確化により、社員一人ひとりが長期的に成長できる環境づくりにも取り組みます。

（５）内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、事業の拡大と継続的成長を支える基盤として、内部管理体制およびコーポレート・ガバナンスの強化を引き続き重要課題と認識しております。監査役・内部監査の連携強化、法令遵守体制の整備、コンプライアンス研修の実施などを通じ、透明性と信頼性の高い経営体制を維持します。また、上場企業としての責任を果たすため、内部統制の定着・情報セキュリティ管理の徹底・経営判断の適正化に努め、持続的な企業価値向上を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 景気動向の影響に関するリスク

当社の主力であるマーケティング支援、CRM導入・運用支援、Web関連制作等の需要は、景気動向の影響を受けやすい性質を有しております。景気が不透明な状況下では、広告・販促費やDX関連投資を削減する企業が増加する傾向があります。こうしたリスクに対処するため、当社は競争優位性を維持しながら顧客支援の範囲を拡大するなど、様々な施策を講じていますが、これらの施策が計画通り推移せず、社会の景気動向が悪化し、顧客が広告費・DX投資等の支出削減をされた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 競合増加に関するリスク

当社が提供するマーケティング・コンサルティング事業においては、競争企業やフリーランス人材が多数存在しており、価格面での競争が激化しています。特にフリーランス人材の増加や生成AI等の普及により、一定の業務領域において低価格な代替手段が選択される可能性があります。当社は、過去の知識や知見を活用した多角的なマーケティング支援及びCRM運用の高度化等を通じて差別化を図っていますが、顧客のニーズに迅速かつ的確に対応できなかった場合、業績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の採用及び育成に関するリスク

当社は、事業拡大および新規事業の創出を実現するために、市場動向に迅速に対応できる優秀な人材の採用と育成を重要視しております。事業展開の計画に基づき、人材の確保と育成に取り組んでおりますが、当社が求める人材を十分に確保できない場合及び育成が進まなかった場合、サービス品質・提供能力が低下し、業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である今村邦之は、当社の創業者であり、経営方針や事業戦略の策定および遂行において極めて重要な役割を担っています。経営組織の強化や幹部社員への情報共有を通じて、同氏への依存度を低減させる取り組みを進めていますが、同氏が業務を継続できなくなった場合、当社の財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムリスクについて

当社は、事業運営においてシステムやインターネットインフラ、各種SaaSに依存しております。自然災害やサイバー攻撃、不正アクセス、ハードウェア障害等によりシステムに障害が発生し、顧客サービスの停止や情報漏洩が発生した場合、当社の財政状態や業績に影響を与える可能性があります。当社は定期的なセキュリティ診断やシステムの更新等を実施し、リスクを最小限に抑える対策を図ってまいります。

(6) 業績の季節変動について

当社の売上高及び営業利益は、Web関連制作サービスの制作案件の受注状況や採用計画等によって変動しており、事業環境や顧客の予算編成時期、広告需要の変動等により、売上が特定の時期に集中する可能性があります。このような収益の季節変動及び阻害要因が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、特定の業界や顧客に依存することがないよう販売先を拡充するとともに、収益の季節変動の影響を受けにくいサービスの強化を図っていく方針であり、事前の財務計画や資金繰りの調整が必要となる場合には柔軟な資金運用体制を構築してまいります。

(7) 訴訟等について

当社は、当事業年度末現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与していません。しかし、今後、契約や知的財産権の問題、製品やサービスに関連するクレームが発生した場

合、訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。こうしたリスクに備えるため、当社は顧問弁護士と契約し、法務体制の強化を図るとともに、コンプライアンス遵守の徹底を通じてリスクヘッジに努めております。

(8) 小規模組織であることについて

2025年9月30日現在、当社の従業員は18名であり、小規模な組織であると認識しております。現状は、これに応じた内部管理体制及び業務執行体制になっておりますが、今後の成長に伴う事業規模の拡大によっては、内部管理体制とのアンバランスが生じ、適切な業務運営が困難となり当社の事業活動に支障を来し、業績に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強並びに内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。

(9) 法的規制について

当社の事業は、特定の法的規制を直接受けるものではありませんが、一般的な会社運営において個人情報保護法や不当表示防止法等、関連法令への対応が求められます。法令の改正や新たな施行によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社は、こうしたリスクに備え、顧問弁護士と密にコミュニケーションを取りながら、法務体制の整備とコンプライアンスの徹底に努めております。

(10) 個人情報、情報セキュリティについて

当社は、事業運営上の特性から大規模な個人情報を取り扱うことはありませんが、顧客情報や従業員情報など一部の個人情報を取り扱っております。当社では、これらの情報について厳格な管理体制を構築し、情報の取扱い等に関する規程の整備や従業員への周知及び徹底を図る等、情報セキュリティを強化しておりますが、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入等により、万一これら情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、2024年11月に一般社団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク（Pマーク）を取得しており、情報セキュリティ管理規程の策定や定期的な教育を通じて、継続的に情報管理体制の強化とリスク軽減に努めております。

(11) 自然災害、事故等について

火災、暴動、テロ、落雷、地震、噴火、津波等の不測の事故や自然災害が発生した場合、当社が取引する事業者の事業拡大・企業の成長マインドの冷え込みによるコンサルティングサービスに対する需要の減少等や、当社の事業運営に支障をきたす場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、危機管理規程および事業継続計画（BCP）を整備し、リスク軽減に努め、今後のリスク対策の強化に向けた検討を進めております。

(12) 技術革新への対応について

当社の事業領域では、技術革新のスピードが速く、競合優位性を維持するためには新たな技術やサービスの導入が不可欠です。技術革新に対応できない場合や、導入した技術が顧客の期待を満たさない場合、当社サービスの競争力が低下する可能性があります。また、技術革新に対応するために必要となる追加投資等の支出が拡大した場合には採算悪化による利益の低下に繋がり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、当社では社内勉強会の実施や情報共有を積極的に行い、常に最新の情報をインプットできる体制を整えております。また、社員のスキルアップを通じて、技術革新に柔軟に対応する能力を高めております。

(13) 外注先の確保について

当社は一部業務を外部委託しておりますが、適切な外注先が確保できない場合や外注先の業務品質が低下した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、当社では外注先との密なコミュニケーションを図り、円滑な連携を維持する体制を整えています。また、リスク軽減および品質向上を目的に、業務の内製化を積極的に推進し、重要な業務については自社での対応力を強化しております。

(14) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営する証券市場TOKYO PRO Marketに上場しており、担当J-Adviserとしてフィリップ証券株式会社との間で担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について

困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支

配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場

合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

②その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ26,995千円増加し、191,928千円となりました。これは主に、未収入金が5,050千円減少した一方で、現金及び預金が8,410千円、売掛金が21,346千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末に比べ4,686千円増加し、23,375千円となりました。これは主に、敷金及び保証金が944千円減少した一方で、ソフトウェアが3,336千円、保険積立金が2,400千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べ23,094千円増加し、111,673千円となりました。これは主に、買掛金が7,745千円、未払費用が4,467千円、未払消費税等が8,399千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末に比べ4,448千円減少し、32,984千円となりました。これは主に、長期借入金が4,866千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ13,036千円増加し、70,645千円となりました。これは、剰余金の配当1,377千円及び当期純利益14,413千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、主要な設備に重要な移動はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年9月30日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価格（千円）		従業員数（人）
		建物	合計	
本社 （東京都港区）	本社事務所	1,833	1,833	18（4）

- （注） 1． 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は11,965千円であります。
- 2． 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。
- 3． 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 4． 当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	—	—

(注) 1. 2024年12月20日開催の定時株主総会の決議において定款の一部変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数は7,200株減少し、2,800株となりました。また、2024年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2024年12月21日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は2,797,200株増加し、2,800,000株となっております。

2. 2024年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2024年12月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式数は699,300株増加し、700,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年12月21日 (注) 1	699,300	700,000	—	7,000	—	—
2025年12月26日 (注) 2	—	—	23,000	30,000	—	—

(注) 1. 2024年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2024年12月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式数は699,300株増加し、700,000株となっております。

2. その他利益剰余金からの振り替えによる増加であります。

(6)【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	1	3	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	2,801	－	－	4,199	7,000	－
所有株式数の割 合（％）	－	－	－	40.01			59.99	100	－

(注) 2024年12月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。また、2024年12月20日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
今村 邦之（注） 2、3	長野県北佐久郡軽井沢町	419,900	59.99
株式会社KI（注） 3、4	東京都新宿区新宿一丁目36番2号 新宿第七葉山ビル3F	280,000	40.00
LEGACY株式会社（注） 3	東京都港区浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル2F	100	0.01
計	—	700,000	100.00

- （注） 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
3. 特別利害関係者等（大株主上位 10 名）
4. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 700,000	7,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

- （注） 1. 2024年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2024年12月21日付で普通株式1株を1,000株に分割を行っており、完全議決権株式数（その他）及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ700,000株となっております。
2. 2024年12月20日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、経営環境や業績の状況、財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株につき3.08円（中間配当0円）の配当を実施することを決議いたしました。この結果当事業年度の配当性向は15.0%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境変化に対応すべく、営業体制の強化に有効投資したいと考えております。当社は取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、基準日（2025年9月30日）が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当金（円）
2025年12月26日 定時株主総会決議	2,156	3.08

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
最高（円）	-	-	350
最低（円）	-	-	350

(注) 1. 当社株式は、2025年4月18日付で、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高（円）	350	-	-	-	-	-
最低（円）	350	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年5月から2025年9月は売買実績がないため、記載しておりません。

5 【役員 の 状 況】

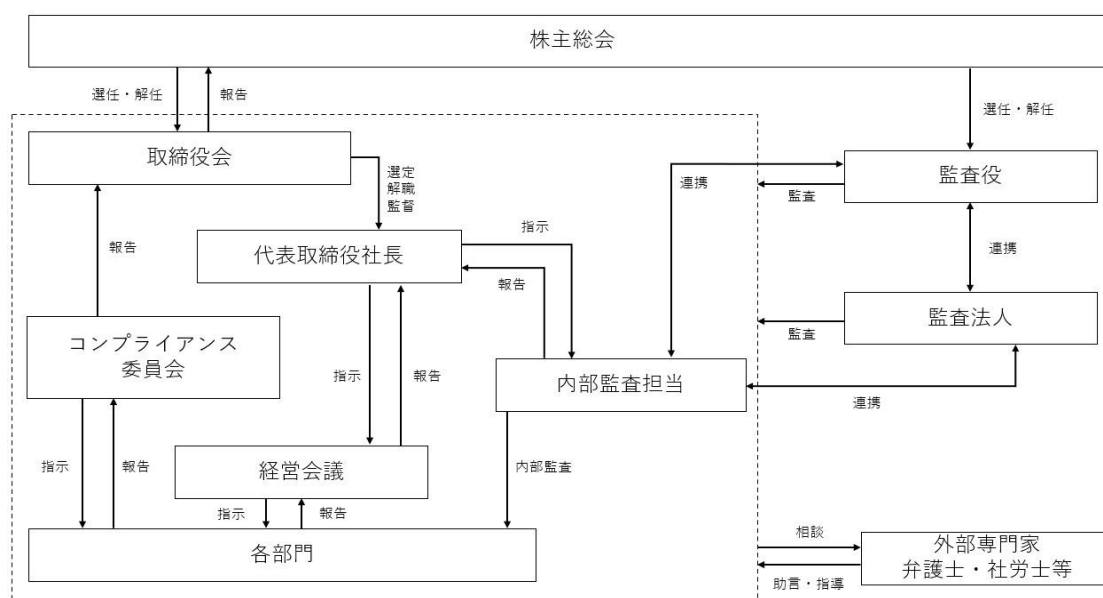
男性 5 名 女性 1 名 （役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	社長	今村 邦之	1987年 1 月19日生	2009年 4 月	株式会社フィッツコーポレーション 入社	(注) 1	(注) 3	699,900 (注) 5
				2012年 2 月	株式会社UZUZ 設立 代表取締役社長			
				2020年 3 月	株式会社www 設立 代表取締役社長			
				2020年10月	当社 設立 代表取締役社長（現任）			
取締役	COO	田開 友規	1995年12月20日生	2019年 6 月	株式会社UZUZ 入社	(注) 1	(注) 3	－
				2020年10月	当社 入社			
				2023年 9 月	当社 取締役COO（現任）			
取締役	CMO	高山 博樹	1994年 9 月 2 日生	2020年 4 月	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 入社	(注) 1	(注) 3	－
				2020年12月	当社 入社			
				2023年 9 月	当社 取締役CMO（現任）			
取締役	CFO	三宮 洋太	1989年12月 5 日生	2012年 4 月	株式会社グループ 入社	(注) 1	(注) 3	－
				2014年12月	株式会社UZUZ 入社			
				2019年 4 月	株式会社ネオキャリア 入社			
				2020年 1 月	株式会社TechBowl 入社			
				2020年10月	株式会社ナチュラルプランツ 入社			
				2023年 7 月	当社 入社			
				2023年 9 月	当社 取締役CFO（現任）			
監査役	－	渡部 建 (注) 4	1986年 8 月20日生	2012年 2 月	武蔵コーポレーション株式会社 入社	(注) 2	(注) 3	－
				2014年10月	有限責任あずさ監査法人 入所			
				2020年 9 月	渡部公認会計士事務所 開設			
				2020年 9 月	税理士法人Blue Works Tax 入所			
				2020年 9 月	Blue Works Accounting株式会社 入社			
				2021年 9 月	Blue Works Accounting株式会社			
					取締役			
				2021年12月	ワークログ株式会社 監査役（現任）			
				2023年 7 月	ハウスリンクマネジメント株式会社			
					取締役（現任）			
				2023年 9 月	当社 監査役（現任）			
				2024年 4 月	ハウスリンクサービス株式会社			
					取締役（現任）			
				2025年 6 月	ZAQ Accounting株式会社			
					代表取締役（現任）			
計								699,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2024年 9 月期に係る定時株主総会終結の時から2026年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年 9 月期に係る定時株主総会終結の時から2028年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年 9 月期における役員報酬の総額は47, 780千円を支給しております。
4. 監査役渡部建氏は、社外監査役であります。
5. 代表取締役社長今村邦之の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社KIが所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めるため、法令遵守に基づき、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主や顧客など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しています。そのために、取締役会、監査役、内部監査、監査法人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制づくりの整備に努めております。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名（非常勤監査役）で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は新開 智之氏、寺島 洋希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査担当

当社は、内部監査体制を整備するため、内部監査担当を設置しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づき、業務の適正性及び効率性を確保するために監査を実施しております。監査はクロス監査方式を採用しており、部門間の相互チェックを通じて監査の客観性を高めています。監査結果は代表取締役社長及び被監査部門に報告され、必要に応じて改善指導やフォローアップを実施しております。また、監査役や監査法人との連携を通じて、監査業務の有効性及び透明性をさらに高めております。

ホ. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長 今村邦之）は、全社的なコンプライアンス推進を目的に設置されています。委員会は、取締役を中心に構成され、法令遵守や倫理的行動の確保に向

けた体制整備を進めています。具体的には、内部通報の受付や調査、コンプライアンス違反の再発防止策の審議、従業員への研修の実施を担当しています。また、委員会は四半期ごとに開催され、必要に応じて適切な対応策が講じられています。

へ、経営会議

当社は、取締役会とは別に、意思決定の迅速化と経営の透明性向上を目的として経営会議を設置しております。経営会議は原則として週1回開催され、取締役全員が参加し、各担当領域の業務状況や全社的な課題について協議・確認を行います。本会議では、各事業部門の進捗報告、業績管理、戦略方針の策定、組織運営に関する議論など、経営の重要事項が検討されます。特に、事業計画の遂行状況の確認や、財務・人事・リスクマネジメントの観点からの課題抽出と対応策の策定に重点を置いています。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社は、小規模組織であることに鑑み、内部監査を専門とする部署を設置しておりませんが、代表取締役社長の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。なお、自己監査を回避するために、管理部に属する1名がコンサルティング事業部の監査を担当し、コンサルティング事業部に属する1名が管理部の監査を担当しております。各部の監査結果につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。内部監査担当、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報交換を行い、三様監査を実効性のあるものとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役渡部建氏は、当社との間には人的関係、資本的關係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	45,980	44,480	1,500	-	4
監査役（社外監査役を除く）	-	-	-	-	-
社外役員	1,800	1,800	-	-	1

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模及び業務の特性等に基づいた監査日数、監査役の意見等の諸要素を勘案し、決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	112,326	120,737
売掛金	43,860	65,206
前払費用	3,954	6,354
未収入金	5,050	-
貸倒引当金	△260	△370
流動資産合計	164,932	191,928
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,056	3,056
減価償却累計額	△611	△1,222
建物（純額）	2,444	1,833
有形固定資産合計	2,444	1,833
無形固定資産		
ソフトウェア	-	3,336
無形固定資産合計	-	3,336
投資その他の資産		
敷金及び保証金	10,942	9,997
保険積立金	5,000	7,400
長期前払費用	301	808
投資その他の資産合計	16,243	18,205
固定資産合計	18,688	23,375
資産合計	183,620	215,303

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (2025年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	32,373	40,119
1 年内返済予定の長期借入金	10,632	9,048
未払金	1,234	4,343
未払費用	9,376	13,844
未払法人税等	2,343	2,733
未払消費税等	8,754	17,154
契約負債	20,691	17,315
預り金	3,172	7,114
流動負債合計	88,578	111,673
固定負債		
長期借入金	36,282	31,416
繰延税金負債	1,151	1,568
固定負債合計	37,433	32,984
負債合計	126,011	144,657
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,000	7,000
利益剰余金		
利益準備金	189	327
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	50,419	63,318
利益剰余金合計	50,609	63,645
株主資本合計	57,609	70,645
純資産合計	57,609	70,645
負債純資産合計	183,620	215,303

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	231,430	324,630
売上原価	110,565	154,836
売上総利益	120,865	169,793
販売費及び一般管理費	※ 107,591	※ 148,387
営業利益	13,274	21,405
営業外収益		
受取利息	5	38
還付加算金	19	-
保険返戻金	23	-
補助金収入	-	460
為替差益	-	30
その他	1	2
営業外収益合計	49	531
営業外費用		
支払利息	523	573
支払補償金	-	1,650
支払手数料	-	430
その他	34	-
営業外費用合計	557	2,653
経常利益	12,766	19,283
税引前当期純利益	12,766	19,283
法人税、住民税及び事業税	3,428	4,452
法人税等調整額	△124	417
法人税等合計	3,303	4,869
当期純利益	9,462	14,413

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)		当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費	※	62,142	56.2	90,330	58.3
II 経費		48,423	43.8	64,506	41.7
売上原価		110,565	100.0	154,836	100.0

※主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
外注費 (千円)	48,423	64,136

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	7,000	—	43,043	43,043	50,043	50,043
当期変動額						
剰余金の配当		189	△2,086	△1,896	△1,896	△1,896
当期純利益			9,462	9,462	9,462	9,462
当期変動額合計	—	189	7,375	7,565	7,565	7,565
当期末残高	7,000	189	50,419	50,609	57,609	57,609

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	7,000	189	50,419	50,609	57,609	57,609
当期変動額						
剰余金の配当		137	△1,515	△1,377	△1,377	△1,377
当期純利益			14,413	14,413	14,413	14,413
当期変動額合計	—	137	12,898	13,036	13,036	13,036
当期末残高	7,000	327	63,318	63,645	70,645	70,645

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	12,766	19,283
減価償却費	611	980
敷金償却費	944	944
補助金収入	-	△460
支払手数料	-	430
受取利息	△5	△38
支払利息	523	573
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△20	110
売上債権の増減額 (△は増加)	3,377	△21,346
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,027	△2,400
未収入金の増減額 (△は増加)	△5,050	5,050
仕入債務の増減額 (△は減少)	608	7,745
未払金の増減額 (△は減少)	△2,247	3,108
未払費用の増減額 (△は減少)	△223	4,467
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,311	8,399
契約負債の増減額 (△は減少)	19,091	△3,375
預り金の増減額 (△は減少)	859	3,942
その他	59	△506
小計	24,955	26,911
利息の受取額	5	38
利息の支払額	△523	△573
補助金の受取額	-	460
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	2,832	△4,062
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,270	22,773
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,361	-
無形固定資産の取得による支出	-	△3,705
敷金及び保証金の回収による収入	298	-
保険積立金の積立による支出	△2,400	△2,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,463	△6,105
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	30,000	40,000
長期借入金の返済による支出	△13,671	△46,450
配当金の支払額	△1,896	△1,377
その他	-	△430
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,432	△8,257
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	36,238	8,410
現金及び現金同等物の期首残高	76,088	112,326
現金及び現金同等物の期末残高	※ 112,326	※ 120,737

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年
----	----

（2）無形固定資産（リース資産除く）

ソフトウェア

社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

2. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率（1000分の6）により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主にデジタルマーケティングに関するコンサルティングであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、期間の経過に応じて充足する取引であり、充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度22.1%、当事業年度24.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77.9%、当事業年度75.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	42,480千円	47,780千円
給料及び手当	5,807	9,495
法定福利費	5,798	6,155
外注費	3,998	6,171
支払報酬	11,057	24,624
地代家賃	8,237	12,517
減価償却費	611	611
貸倒引当金繰入額	△20	110

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	700	-	-	700
合計	700	-	-	700

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月15日 定時株主総会	普通株式	1,896	2,709.43	2023年9月30日	2023年12月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	1,377	利益剰余金	1,967.62	2024年9月30日	2024年12月23日

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	700	699,300	-	700,000
合計	700	699,300	-	700,000

（注）2024年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2024年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は699,300株増加し、700,000株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	1,377	1,967.62	2024年9月30日	2024年12月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年12月26日 定時株主総会	普通株式	2,156	利益剰余金	3.08	2025年9月30日	2025年12月29日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高は貸借対照表に記載されている現金及び預金残高と一致しております。

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年9月30日）	当事業年度 （2025年9月30日）
1年内	11,965	5,082
1年超	5,082	-
合計	17,047	5,082

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (*2)	7,242	7,117	△125
(2) 保険積立金	5,000	4,250	△750
資産計	12,242	11,367	△875
(1) 長期借入金 (*3)	46,914	46,861	△52
負債計	46,914	46,861	△52

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(*3) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (*2)	7,242	7,023	△219
(2) 保険積立金	7,400	7,030	△370
資産計	14,642	14,053	△589
(1) 長期借入金 (*3)	40,464	40,455	△9
負債計	40,464	40,455	△9

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(*3) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	112,326	-	-	-
売掛金	43,860	-	-	-
未収入金	5,050	-	-	-
合計	161,238	-	-	-

当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	120,737	-	-	-
売掛金	65,206	-	-	-
合計	185,944	-	-	-

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,632	10,632	9,675	8,749	5,868	1,358
合計	10,632	10,632	9,675	8,749	5,868	1,358

当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,048	8,091	7,337	8,004	7,984	-
合計	9,048	8,091	7,337	8,004	7,984	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	7,117	-	7,117
保険積立金	-	4,250	-	4,250
資産計	-	11,367	-	11,367
長期借入金	-	46,861	-	46,861
負債計	-	46,861	-	46,861

- 当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	7,023	-	7,023
保険積立金	-	7,030	-	7,030
資産計	-	14,053	-	14,053
長期借入金	-	40,455	-	40,455
負債計	-	40,455	-	40,455

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

保険積立金

これらの時価は、当期末現在の解約返戻金の額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	184千円	301千円
敷金償却	343	677
繰延税金資産合計	527	979
繰延税金負債		
倒産防止共済	△1,679	△2,547
繰延税金負債合計	△1,679	△2,547
繰延税金資産（負債）の純額	△1,151	△1,568

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	33.58%	33.58%
(調整)		
住民税均等割	0.55	0.36
軽減税率適用による影響	△8.26	△5.47
税額控除	-	△3.96
税率変更による影響	-	0.24
その他	0.01	0.50
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.88	25.25

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を従来の33.58%から34.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はマーケティング・コンサルティング事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質から収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	47,237	43,860
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	43,860	65,206
契約負債（期首残高）	1,599	20,691
契約負債（期末残高）	20,691	17,315

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	82.30円	100.92円
1株当たり当期純利益	13.52円	20.59円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は2024年11月29日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2024年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
当期純利益(千円)	9,462	14,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	9,462	14,413
期中平均株式数(株)	700,000	700,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	57,609	70,645
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	57,609	70,645
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式(株)	700,000	700,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,056	-	-	3,056	1,222	611	1,833
有形固定資産計	3,056	-	-	3,056	1,222	611	1,833
無形固定資産							
ソフトウェア	-	3,705	-	3,705	369	369	3,336
無形固定資産計	-	3,705	-	3,705	369	369	3,336
長期前払費用	301	836	329	808	-	329	808

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア HubSpotアプリ開発費用 3,705千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	10,632	9,048	1.08	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	36,282	31,416	1.00	2025年10月～ 2030年8月
合計	46,914	40,464	—	—

（注）1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	8,091	7,337	8,004	7,984

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	260	370	—	260	370

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」の金額は一般債権の洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	-
預金	
普通預金	120,737
小計	120,737
合計	120,737

②売掛金

相手先	金額（千円）
株式会社学情	24,410
株式会社クリーク・アンド・リバー社	6,919
株式会社ディンプル	2,680
株式会社BREXA Next	1,994
その他	29,203
合計	65,206

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
43,860	698,236	676,890	65,206	91.2	29

③敷金及び保証金

品目	金額（千円）
中央日本土地建物株式会社	9,997
合計	9,997

2 流動負債

①買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社マネーフォワード	20,272
Google Japan G.K.	13,856
合同会社CIRCUS	706
株式会社リベルタス	621
その他	4,664
合計	40,119

②未払費用

相手先	金額（千円）
従業員（2025年9月分給与）	9,246
日本年金機構（社会保険料）	3,108
その他	1,490
合計	13,844

③契約負債

相手先	金額（千円）
仙周工業株式会社	10,139
株式会社とんがりコラボ	2,530
株式会社クリーク・アンド・リバー社	2,302
その他	2,344
合計	17,315

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。公告掲載URL https://www.now-village.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

ナウビレッジ株式会社

取締役会 御中

監査法人 コ ス モ ス

愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 寺島 洋希
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナウビレッジ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナウビレッジ株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及

び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。